



大 野 町
教 育 大 綱
教 育 振 興 基 本 計 画

平 成 2 8 年 4 月

大 野 町
大野町教育委員会

平成 27 年度第 2 回大野町総合教育会議にて協議・調整し、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「大野町教育基本計画」をもって大綱に代える。

(参考)

26 文科初第 490 号
平成 26 年 7 月 17 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

1) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

2) 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

目 次

1	大綱策定の背景と趣旨	-----	1
2	大綱の基本理念		
3	大綱の位置付け		
4	大綱の期間	-----	2
5	大野町のめざす教育		
	(1) 基本方針と基本目標		
	(2) 教育構想	-----	3

<資料>

(1)	次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進	-----	1
	1) 「ゆたかな心」と「たくましいからだ」を育む幼児教育		
	2) 「夢」と「感動」のある学校教育		
(2)	みんなで学び合い誰もが活躍できる社会づくりの推進	-----	4
	1) 「ぬくもり」と「きびしさ」を基板とした家庭教育		
	2) 「生きがい」と「共生」を生み出す社会教育		
(3)	歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進	-----	7

1 大綱策定の背景と趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。この改正は、教育の中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うものです。

大綱は、改正法第1条の3に規定されるもので、その地域の実情に応じて首長が当該地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

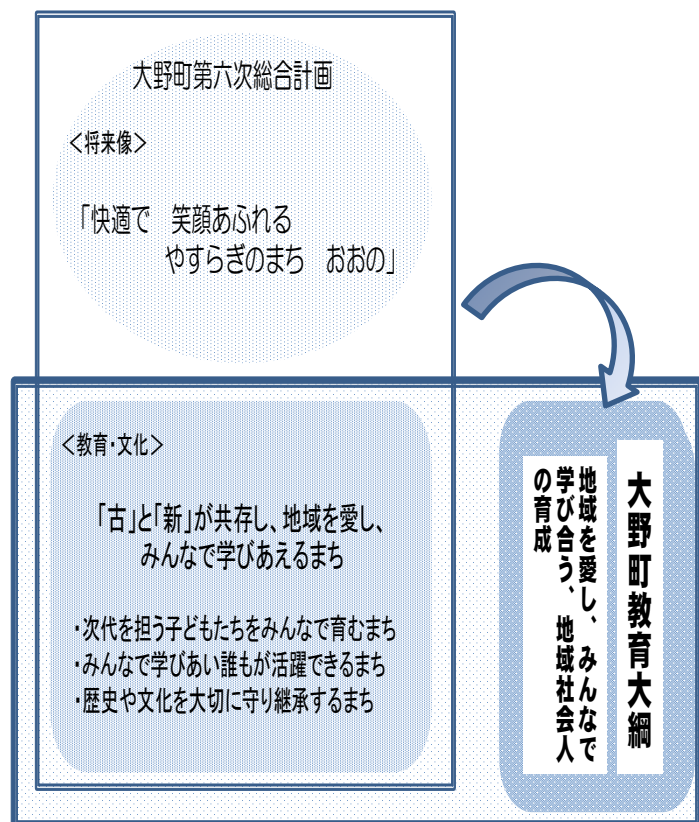
2 大綱の基本理念

大野町教育大綱は、国の教育改革の動向を見定めながら岐阜県教育ビジョンの基本目標（①確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進 ②ゆたかな心と健やかな体を育む教育の推進 ③魅力ある教職員の育成と安心安全な教育環境づくりの推進 ④学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進 ⑤生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進）に沿い、関係機関、各種団体等と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長と町民の皆さんの自己教育力や自治意識を高めるよう、よりよい教育環境の充実を目指すことを基本理念とします。

3 大綱の位置付け

大綱は、大野町の教育行政を推進するための基本指針となることから、町の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。大野町第六次総合計画の基本構想に定める基本理念及び将来像「快適で 笑顔あふれる やすらぎのまち おおの」の実現に向け、大野町教育行政の指針を示すものです。

具体的には、大野町第六次総合計画の教育・文化部門の基本目標「『古』と『新』が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち」（①次代を担う子どもたちをみんなで育むまち ②みんなで学びあい誰もが活躍できるまち③歴史や文化を大切に守り継承するまち）の具現です。



4 大綱の期間

この大綱は、大野町第六次総合計画の基本計画（前期）に基づき展開することから、その期間を平成27年度から平成31年度の5年間とします。また、平成30年度に学習指導要領の改訂が予想され、次期大綱に反映させる上でもこの期間が適当と考えます。

5 大野町のめざす教育

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、21世紀は「知識基盤社会（新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会）」の時代であると述べています。

また、その特徴として

- ・知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
- ・知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- ・知識の進展は旧来のパラダイム（共通の思考の枠組み・模範となる業績）の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- ・性別や年齢を問わず参画することが促進される。

の4点を挙げています。

グローバルで変化が激しい時代を生きぬくためには、他者と協力しつつ自律的に社会生活を送ることができるよう、「確かな学力（知）」「豊かな人間性（徳）」「健康・体力（体）」すなわち「生きる力」育むことが必要です。

子どもたちは、身近な地域の中で多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されて様々な体験を通して成長していきます。また、健康で充実した生きがいのある人生を築くためには、生涯にわたって楽しく学び続けるとともに、ふれあい・学びあいを通して心が通い合う地域づくりに努めることが大切なこととなります。こうした活動の中でこそ、地域づくりに主体的、積極的に参加する町民の育成が可能となると考えています。

以上のことから、大野町では、大人から子どもまで全ての町民が、ともに学び成長し続ける「**地域を愛し、みんなで学び合う、地域社会人の育成**」を目指し、教育施策を推進してまいります。

（1）基本方針と基本目標

<基本方針>

地域を愛し、みんなで学び合う、地域社会人の育成

<基本目標>

- 1 次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進 [幼児教育・学校教育]
- 2 みんなで学び合い誰もが活躍できる社会づくりの推進 [生涯学習・生涯スポーツ・家庭教育]
- 3 歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進 [地域文化]

(2) 教育構想

STEP 1

町民のニーズを把握し、それに応えた幅広い支援ができるような学習体系づくりや条件整備に努めます。

STEP 2

ふれあい、学びあい等の学習機会や情報等を積極的に提供し、町民の生涯学習の意義理解、自主的・主体的な学習活動や地域社会の諸活動への積極的な参加を推進します。

STEP 3

生涯の各期における発達課題や学習課題に応じた学習内容の充実と学習活動の活性化を促進することで、町民一人一人が生涯にわたって、自主的・自発的に学習し自己実現を図るとともに、そこでの学びを生かし、人づくり、まちづくりに積極的に参画する人材の育成を推進します。

STEP 4

家庭、学校、地域社会の各教育機能の活性化を図り、そこで育つ人材を核にそれぞれの連携を図るための活動や組織を構成することで、地域のふれあいの中で「人づくり、まちづくり」が推進される教育コミュニティづくりを目指します。

＜大野町の教育構想図＞

